

議案第 83 号

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、神奈川県知事に対し、国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書を別紙のとおり提出するものである。

平成 26 年 12 月 12 日提出

箱根町議会議員 石川 栄
〃 川端 祥介
〃 遠藤 秀則

（提案理由）

国においては、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、国家戦略特別区域における外国人滞在施設経営事業の展開を図ろうとしている。

この事業は、治安維持や防火対策など安心安全への対応において不安を否めない部分もあるため、県が事業の特定認定を行うにあたっては、制度の趣旨と反することなく、安心安全の確保に向けた適切な対応が図れるよう神奈川県知事に要望するものである。

国家戦略特区（旅館業法を適用除外）に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて国は国家戦略特別区域法を制定し、多くの外国からのお客様を迎えるべく環境整備を図ろうとしていることは、インバウンド誘致に力を入れております箱根としては大いに歓迎するところであります。

さて、この特区法で「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供」として旅館業法の適用除外が定められております。この政策はマンションなどの空き部屋を外国人観光客向けの宿泊施設として利用できるように規制緩和するものであります。

本町には数多くの旅館・ホテル等宿泊施設があり、日々安心安全な滞在をしていただくために国内、国外を問わずお客様にはおもてなしの心により受け入れているものであります。

そのような中で、この政策に対して治安維持や防火対策など安心安全への対応において不安があるのは確かで、先人たちから引き継ぎ、築き上げてきた「箱根」のイメージが損なわれることにも繋がりがねないと危惧する部分もあります。

事業者が旅館業法の特例を用いた事業を行うにあたっては、神奈川県が特定認定を行うこととされておりますが、制度の趣旨と反することなく、安心安全の確保に向けた適切な対応を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年 月 日提出

神奈川県足柄下郡箱根町議会議長 西村 和夫